



# 市内の相談機関

## ★乳幼児健康相談★

対象：乳幼児一般

内容：身体計測、栄養・離乳食相談、予防接種相談、子育て全般についての相談  
保健師・栄養士が相談をお受けします。

場所：各地域保健センターなど

\* 詳しくは、母と子のカレンダーをご覧ください。

問い合わせ：健康福祉部健康課 やまつつじ



## ★ 郡上市子育て支援センター

(相談・クリーンディ) ★

内容・電話または面接・訪問にて相談を行います。(相談)

・市内の子育て支援施設や事業に出向き、カウンセラーによる子育て相談を行っています。(クリーンディ)

場所：郡上市子育て支援センター（はちまん児童館内）

\* 相談室を利用される場合は、予約をして下さい。

\* クリーンディ実施場所・日程は、  
子育て支援センター通信「わわわ」にて、ご確認ください。



## ★保育園・児童館の子育て相談★

内容：子育て全般について、身近な相談機関として、  
ご相談ください。

場所・問い合わせ：各保育園・各児童館

\* 各保育園・各児童館の連絡先は、保育園（地域子育て支援センター）の子育て支援・児童館の子育て支援のページをご覧ください。



### ★ことばの相談★

ことばの発達が遅い、集団の中でうまく遊べないなどの心配について、ご相談ください。早期療育の場があります。(場所は、各地域のまっぷのページをご覧ください)

- \*問い合わせ：ひまわり教室（八幡）Tel 65-5967→マップ
- 大和ことばの教室 Tel 88-2090→マップ
- 白鳥ことばの教室 Tel 82-3112→マップ
- 美並ことばの教室 Tel 79-3764→マップ



### ★郡上市学習支援センターの相談★

内容：集団不適応や学習不適応、家庭で気になる姿の相談など電話相談・来所相談

問い合わせ：郡上市教育委員会 学習支援センター Tel 67-3977

【郡上市適応指導教室 “スマイル”】

なんらかの理由で学校へ行けなくなった子どもたちが、いろいろな活動を行いながら心の安定を図り、社会生活に適応できる力を身につけ、徐々に学校に戻れるよう支援します。

\*問い合わせ：郡上市教育委員会 学習支援センター Tel 67-3977

### ★家庭児童相談室★

福祉事務所における家庭・子どもに関する相談機関として、家庭相談員が相談援助を行っています。

\*日時 月曜日～金曜日 8:30～17:30

\*場所 健康福祉部児童家庭課



### ★民生委員児童委員、主任児童委員★

お住まいの地域には、民生委員児童委員がいて、生活上の心配ごとや家族・健康・子育てのことなどで悩み、困っている方の相談に応じ、よりきめ細やかな福祉活動を目指して、問題解決に努めています。身近な相談相手として気軽にご相談ください。(守秘義務がありますので、ご相談内容の秘密は守ります。)

\*問い合わせ：各振興事務所 健康福祉担当



# 子どもへの虐待を未然に防ぎましょう

虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけではなく、子どもの心に「深い傷」を残すことになり、健全な成長を妨げる原因となります。一般的に「しつけ」というのは、子どもがきちんとした生活習慣や人と関わる能力、感情や意思を伝える能力などを獲得し、自立していくためにおおまかな道筋を親が示すことです。しかし、そこに暴力または、放棄が加わると、それは「虐待」となるのです。

保護者も、被害を受けている子どもも「虐待」と思っていない場合があります。大きな事故になる前に、周囲が注意し、早期発見・早期対応に努めましょう。

## ★ どんなことをしたら虐待なの？

1. **身体的虐待**—なぐる・ける・おぼれさせる・異物を飲ませる・長時間締め出す、など。
2. **ネグレクト（養育の怠慢・拒否）**—食事を与えない・入浴させない・乳幼児だけを置いて外出するなど。
3. **心理的虐待**—言葉による脅かし・無視・拒否的態度・自尊心を傷つける言動・きょうだい間の差別など。
4. **性的虐待**—子どもへの性的暴力・性行為の強要・性器や性交を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど。

## ★ 「もしや虐待では・・・？」という疑いを持った時は

虐待を受けている子どもは、何らかのSOSを出しています。子どもの「不自然さ」に気づいたら、迷わず連絡してください。（児童虐待の相談・通告に関する誤報には、罰則はありません）

通告（連絡）することは、虐待者を処罰することではなく、問題を抱えて困っている家庭に支援の手を差し伸べ、子どもや家庭を救うことです。



**児童虐待通告連絡先** 郡上市役所健康福祉部 児童家庭課